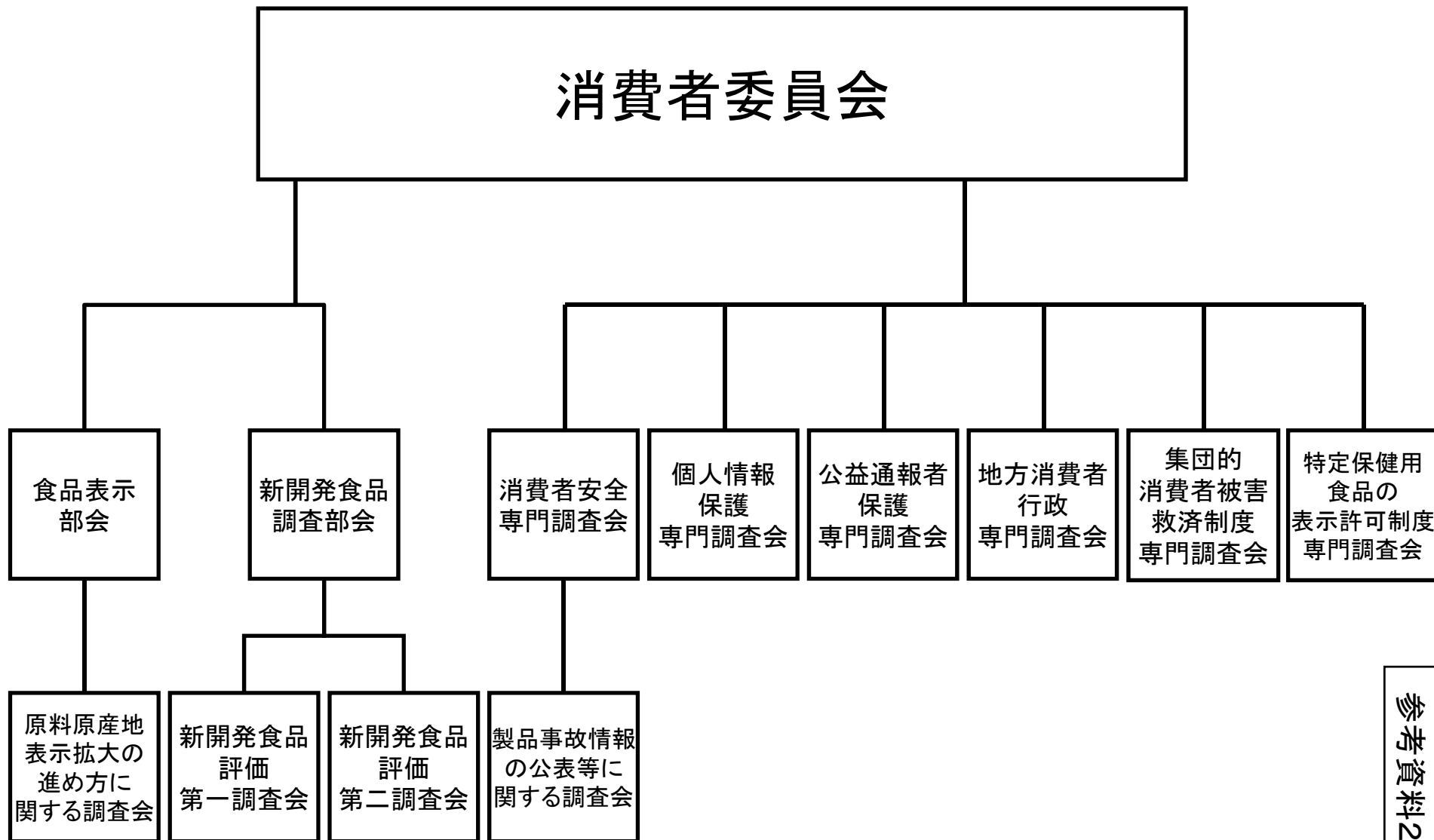


消費者委員会審議体制



新開発食品調査部会設置・運営規程

平成21年10月7日

消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会令(平成21年政令第216号)第1条第1項の規定に基づき設置する新開発食品調査部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(部会の設置)

第2条 委員会に新開発食品調査部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌)

第3条 部会は、健康増進法の規定に基づき、販売に供する食品につき、内閣総理大臣が、特別の用途に適する旨の表示をしようとする者に当該表示の許可を行うとき、及び当該許可に係る食品について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときに、内閣総理大臣の求めを受けて調査審議する。

(調査会の設置)

第4条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録)

第5条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

- 2 前項の規定は、調査会の議事について準用する。

(審議の公開)

- 第6条 部会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
 - 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
 - 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
 - 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(会議)

- 第7条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 部会に属さない委員は、部会に出席して発言することができる。
 - 3 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
 - 4 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
 - 5 部会の調査審議において、特別の用途に適する旨の表示の許可の申請をした者（以下「申請者」という。）の依頼等により申請資料等の作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、当該申請に係る調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べるることができる。
 - 6 前項の調査審議において、申請者からの依頼等によらずに作成された資料等であって提出資料等として利用されたものの作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が特に必要と認めた場合を除き、当該資料について意見を述べることはできない。
 - 7 前2項に規定する場合のほか、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係（例えば、委員、臨時委員及び専門委員が、①申請資料等の作成に協力した者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、②当該申請者から研究費を受けている場合、③当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合）を有する委員、臨時委員及び専門委員は、当該調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べるることができる。

(部会の議決)

- 第8条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長

は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第10条 第6条各項、第7条各項及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月7日から施行する。

平成 21 年 10 月 26 日

新開発食品調査部会における調査会の設置について

消費者委員会

新開発食品調査部会長 田 島 眞

新開発食品調査部会において、特別の用途に適する旨の表示（以下、「特別用途表示」という。）の許可に関する調査審議を行うにあたり、専門的事項の調査審議を行うため、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1. 設置する調査会の名称

- (1) 新開発食品評価第一調査会
- (2) 新開発食品評価第二調査会

2. 設置の理由

新開発食品調査部会が、同部会設置・運営規程第3条に基づき調査審議する場合において、必要な専門的事項の調査を行うため、同部会に調査会を設置する。

なお、調査会が行う特別用途表示の許可に関する調査審議については、申請が多数あり、内容も多岐にわたることから、効率的な調査審議を行うために、担当する評価分野の異なる2つの調査会を設けるものとする。

3. 調査会の所掌

(1) 新開発食品評価第一調査会

特別用途表示の許可に関する調査審議のうち、腎・血圧、代謝、内分泌に関する事項について審議する。

(2) 新開発食品評価第二調査会

特別用途表示の表示許可に関する調査審議のうち、消化吸収、免疫、その他新開発食品評価第一調査会の調査審議事項以外の事項について審議する。

消費者委員会 新開発食品調査部会 委員名簿

(部会長)	田 島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
(部会長代理)	川 戸 恵 子	ジャーナリスト
	石 綿 肇	社団法人菓子・食品新素材技術センター理事
	大 野 泰 雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
	久 代 登 志 男	日本大学医学部教授
	栗 山 眞 理 子	特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」専務理事
	清 水 誠	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	田 中 平 三	神奈川県工科大学応用バイオ科学部教授
	手 島 玲 子	国立医薬品食品衛生研究所代謝生化学部長
	寺 本 民 生	帝京大学医学部学部長
	徳 留 信 寛	独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長
	戸 部 依 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 食生活特別委員会委員長
	中 村 丁 次	神奈川県立保健福祉大学学長
	山 添 康	東北大学大学院薬学研究科教授
	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授

以上15名

**消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第一調査会
委員名簿**

(座長)	寺 本 民 生	帝京大学医学部学部長
(座長代理)	久 代 登 志 男	日本大学医学部教授
	井 上 郁 夫	埼玉医科大学医学部内科学内分泌・糖尿病内科部門准教授
	岩 崎 学	成蹊大学理工学部教授
	梅 垣 敬 三	独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター長
	川 島 由 起 子	聖マリアンナ医科大学病院栄養部部長
	合 田 敏 尚	静岡県立大学食品栄養科学部教授
	志 村 二 三 夫	十文字学園女子大学人間生活学部教授
	山 崎 壮	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室長

以上9名

**消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第二調査会
委員名簿**

(座長)	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授
(座長代理)	清 水 誠	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	饗 場 直 美	神奈川工科大学応用バイオ科学部教授
	飯 野 久 和	昭和女子大学大学院生活機構研究科教授
	岩 崎 学	成蹊大学理工学部教授
	門 脇 弘 子	国際医療福祉大学臨床医学研究センター教授
	木 内 文 之	慶應義塾大学薬学部教授
	真 田 宏 夫	千葉大学名誉教授
	鈴 木 和 春	東京農業大学応用生物科学部栄養科学科教授
	花 田 信 弘	鶴見大学歯学部教授
	森 田 英 利	麻布大学獣医学部准教授
	和 田 政 裕	城西大学薬学部教授
	渡 邊 敏 明	兵庫県立大学環境人間学部長

以上13名

※ 花田信弘委員は平成22年5月20日付で任命。

※ なお、雫石聰氏が、下記の期間中、本調査会の委員として在任していた。

雫石 聰 大阪大学大学院歯学研究科教授(当時)(平成22年1月26日～同年3月31日在任)

新開発食品調査部会議事一覧

【新開発食品調査部会】

第1回 平成21年12月25日（金）

1. 新開発食品調査部会委員紹介
2. 利益相反に関する申し合わせ事項について
3. 審議手続きについて
4. 諮問案件の審議について

第2回 平成22年4月13日（火）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
 - (1) 審議品目
 - (2) 報告品目

第3回 平成22年6月30日（水）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
 - (1) 審議品目
 - (2) 報告品目

第4回 平成22年12月22日（水）

1. 「健康食品の表示に関する検討会」論点整理について（報告）
2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第5回 平成23年6月21日（火）

1. 「健康食品の表示に関する検討会」論点整理に係る報告
2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

第6回 平成23年8月24日（水）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
2. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告

【新開発食品評価第一調査会】

第1回 平成22年3月1日（月）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第2回 平成22年5月26日（水）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第3回 平成22年11月1日（月）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第4回 平成23年2月16日（水）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第5回 平成23年5月18日（水）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第6回 平成23年8月1日（月）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【新開発食品評価第二調査会】

第1回 平成22年2月25日（木）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第2回 平成22年5月13日（木）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第3回 平成23年5月12日（木）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第4回 平成23年8月3日（水）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

食品表示部会設置・運営規程

平成21年12月1日

消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会令(平成21年政令第216号)第1条第1項の規定に基づき設置する食品表示部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(部会の設置)

第2条 委員会に食品表示部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌)

第3条 部会は、以下の事項について、調査審議する。

- 一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定める際に、意見を述べること。
- 二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、内閣総理大臣が、飲食料品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 三 その他食品の表示に関すること。

(調査会の設置)

第4条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録)

第5条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

- 第6条 部会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
 - 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
 - 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
 - 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(会議)

- 第7条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 部会に属さない委員は、部会に出席して発言することができる。
 - 3 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
 - 4 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(部会の議決)

- 第8条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(雑則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

- 第10条 第5条、第6条各項、第7条各項及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

消費者委員会 食品表示部会 委員名簿

(部会長)	田 島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
(部会長代理)	日和佐 信子	雪印メグミルク株式会社社外取締役
	川 戸 恵 子	ジャーナリスト
	青 柳 和 夫	株式会社セブン&アイホールディングス法務部FT委員会事務局
	阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
	阿 南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
	石 塚 敏	北海道大学大学院農学研究院准教授
	海老澤 元宏	国立病院機構相模原病院臨床研究センターアレルギー性疾患研究部長
	鬼 武 一 夫	日本生活協同組合連合会組織推進本部安全政策推進室長
	春 日 雅 人	国立国際医療センター研究所長
	栗 山 眞 理 子	特定非営利活動法人アラジーポット専務理事
	迫 和 子	社団法人日本栄養士会常務理事
	澁 谷 い づ み	全国保健所長会会長
	宗 林 さ お り	独立行政法人国民生活センター商品テスト部部長
	立 石 幸 一	JA全農食品品質・表示管理部長
	手 島 玲 子	国立医薬品食品衛生研究所代謝生化学部部長
	中 下 裕 子	弁護士
	森 康 益	株式会社ニチレイ執行役員品質保証部長
	山 浦 康 明	特定非営利活動法人日本消費者連盟事務局長
	山 根 香 織	主婦連合会会長
	山 本 創 一	財団法人食品産業センター参与

以上21名

食品表示部会議事一覧

第1回 平成22年3月23日（火）

1. 食品表示部会の運営方針について
 - (1) 食品表示をめぐる主要な論点について
 - (2) 食品表示部会における当面の進め方
2. チルドミートボール及びチルドハンバーグステーキ品質表示基準について
3. 遺伝子組換えパパイヤ及びパパイヤ加工品の表示義務化について
4. 今後の品質表示基準の見直しについて
5. その他

第2回 平成22年5月24日（月）

1. 遺伝子組換えパパイヤ及びパパイヤ加工品の表示義務化について
2. その他
 - ・チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール品質表示基準の一部改正の概要について 他

第3回 平成22年7月21日（水）

1. 原料原産地表示についての生産実態調査等報告について
2. 「乾めん類品質表示基準」、「めん類等用つゆ品質表示基準」、「チルドぎょうぎ類品質表示基準」、「うなぎ加工品品質表示基準」の改正について
3. その他
 - ・期限表示に関する意見募集結果のとりまとめ報告

第4回 平成22年10月4日（月）

1. 「チルドハンバーグステーキ品質表示基準」、「チルドミートボール品質表示基準」の改正のパブリックコメント等の結果報告について
2. 「乾めん類品質表示基準」等の改正について
3. 食品添加物の指定に伴う食品衛生法施行規則の改正について
4. 原料原産地表示の義務拡大について
5. その他
 - ・玄米及び精米品質表示基準のパブリックコメント開始についての報告
 - ・期限表示に関する検討状況についての報告
 - ・遺伝子組換え表示に係る実態調査についての報告

・Codex 委員会への出席についての報告

第5回 平成22年11月16日（火）

1. 原料原産地表示の拡大の進め方について
2. 加工食品品質表示基準の改正について

第6回 平成22年12月13日（月）

1. 食品衛生法に基づく表示基準に関する内閣府令について
2. 玄米及び精米品質表示基準の見直し開始に伴う意見募集の結果と対応について
3. みそ品質表示基準等の見直し開始に伴う意見募集の開始について
4. 今後の品質表示基準の見直しの進め方

第7回 平成23年1月24日（月）

1. 乾めん類品質表示基準の改正について
2. 食品衛生法に基づく表示の基準に関する内閣府令について
3. 食品添加物（フルジオキソニル）の指定に伴う食品衛生法施行規則等の改正について
4. 玄米及び精米品質表示基準の改正について

第8回 平成23年3月9日（水）

1. 加工食品品質表示基準の一部改正案に関するパブリックコメント等の募集結果について
2. みそ品質表示基準及びパン類品質表示基準の見直し開始に伴う御意見募集の結果と対応について
3. パパイヤからのDNA検出技術の改良について

第9回 平成23年5月16日（月）

1. めん類等用つゆ品質表示基準の一部改正案に関するパブリックコメント等の募集結果について
2. 玄米及び精米品質表示基準の一部改正案に関するパブリックコメント等の募集結果について
3. みそ品質表示基準の改正について
4. その他
 - ・黒糖等の表示の適正化についての報告
 - ・期限表示の改善についての報告
 - ・東日本大震災を受けた食品表示の運用についての報告

- ・生食用食肉の表示基準についての報告

第10回 平成23年6月8日（水）

1. みそ品質表示基準の一部改正案の諮問について
2. 食品衛生法第十九条第一項に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令について
3. その他
 - ・生食用食肉の表示基準に関する現在の状況

第11回 平成23年7月6日（水）

1. 生食用食肉に係る表示基準の策定について

第12回 平成23年7月27日（水）

1. 「遺伝子組換えパパイヤ及びパパイヤ加工品の表示義務化」に関するパブリックコメント等の募集結果について
2. その他
 - ・生食用食肉に係る表示基準の策定に関する現在の状況
 - ・東日本大震災を受けた食品表示の運用通知の取扱いについて
3. 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会の報告について

第13回 平成23年8月24日（水）

1. みそ品質表示基準の一部改正案に関するパブリックコメント等の募集結果について
2. 食品衛生法施行規則の一部改正（生食用食肉の表示基準の追加）について
3. その他
 - ・栄養成分表示について
 - ・食品表示の一元化の取り組みについて
 - ・食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の制定について

平成 22 年 12 月 10 日

食品表示部会における調査会の設置について

消費者委員会

食品表示部会長 田 島 眞

食品表示部会において、原料原産地表示の拡大の進め方に関する検討にあたり、専門的事項の調査審議を行うため、食品表示部会設置・運営規程第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1. 設置する調査会の名称

原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会

2. 設置の理由

食品表示部会が、同部会設置・運営規程第 3 条第 3 号に基づき、原料原産地表示の拡大に関し調査審議する場合において、必要な専門的事項の検討を行うため、同部会に調査会を設置する。

3. 調査会の所掌

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大を進めていくにあたり、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や対象品目の候補の選定方法などについて、検討を行う。

消費者委員会 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会 委員名簿

(座長)

田 島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
日和佐 信子	雪印メグミルク株式会社社外取締役
阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
阿 南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
迫 和 子	社団法人日本栄養士会専務理事
立石 幸一	JA全農食品品質・表示管理部長
山浦 康明	特定非営利活動法人日本消費者連盟事務局長
山本 創一	財団法人食品産業センター参与

以上8名

原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会議事一覧

第1回 平成23年1月24日（月）

1. 調査会の進め方について

第2回 平成23年3月10日（木）

1. 原料原産地表示に関するヒアリング
 - ・ 社団法人日本冷凍食品協会
 - ・ 社団法人全国清涼飲料工業会
 - ・ 藤田技術士事務所

第3回 平成23年4月7日（木）

1. 原料原産地表示に関するヒアリング
 - ・ 社団法人日本植物油協会
 - ・ 全日本菓子協会
 - ・ 弁護士 神山美智子氏

□ 平成23年5月11日（水）

○現地調査

（クノール食品（株）川崎工場・日清製粉（株）鶴見工場）

第4回 平成23年5月16日（月）

1. 原料原産地表示拡大の進め方に関する論点整理1

第5回 平成23年6月8日（水）

1. 原料原産地表示拡大の進め方に関する論点整理2

第6回 平成23年7月6日（水）

1. 報告書のとりまとめについて

消費者委員会 消費者安全専門調査会 設置・運営規程

平成21年10月26日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の消費者安全専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に消費者安全専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、以下に掲げる委員会の事務に関連する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において製品起因か否かが特定できない事故及び製品起因による事故ではないと考えられる案件について、消費者庁長官からの依頼を受け製品起因による事故か否かを調査審議すること。
- (2) そのほか消費者安全に関する重要事項について調査審議すること。

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条、第7条各項及び前条の規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月26日から施行する。

消費者委員会 消費者安全専門調査会 委員名簿

(座長)	宇 賀 克 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長代理)	中 川 丈 久	神戸大学大学院法学研究科教授
	赤 松 利 恵	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授
	阿 南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
	大 前 和 幸	慶応義塾大学医学部教授
	片 山 登 志 子	弁護士
	齋 藤 憲 道	同志社大学法学部教授
	佐 竹 愛 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者相談室副室長
	杉 山 豊 治	日本労働組合総連合会社会政策局長
	田 澤 と み 恵	社団法人全国消費生活相談員協会参与
	鶴 岡 憲 一	元読売新聞東京本社編集委員
	中 尾 政 之	東京大学大学院工学系研究科教授
	中 嶋 洋 介	一般社団法人品質と安全文化フォーラム代表理事
	中 村 晶 子	弁護士
	中 村 均	TOTO株式会社顧問
	橋 本 智 子	社団法人北海道消費者協会会長
	松 岡 猛	宇都宮大学大学院工学研究科機械知能工学専攻教授
	横 矢 真 理	特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所所長
	吉 岡 敏 治	大阪府立急性期・総合医療センター副院長

以上19名

- ※ 消費者委員会の佐野真理子委員、中村雅人委員が、本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。
- ※ 田澤とみ恵委員、中村均委員の各氏は、平成22年8月16日付で任命。
- ※ なお、以下の各氏が、下記の期間中、本専門調査会の委員として在任していた。

西村 隆男 横浜国立大学教育人間科学部教授（当時） （平成22年3月1日～平成23年2月28日在任）
 廣瀬 久和 青山学院大学法学部教授（当時） （平成22年3月1日～同年8月16日在任）
 山上 紀美子 社団法人全国消費生活相談員協会理事長（当時） （平成22年3月1日～同年8月16日在任）

消費者安全専門調査会議事一覧

第1回 平成22年3月24日（水）

1. 消費者安全行政の現状について
2. 消費者安全専門調査会の当面の進め方について

第2回 平成22年5月25日（火）

1. 前回の議論の整理
2. 事故情報の通知・集約について（現状と課題）
3. その他

第3回 平成22年8月4日（水）

1. 前回の議論の整理
2. 事故情報の通知・集約について（第2回から引き続き）
3. その他

第4回 平成22年10月13日（水）

1. 自動車リコール制度に関する調査報告
2. 前回までの議論の整理
3. 事故情報の分析について（現状と課題）
4. その他

第5回 平成22年12月8日（水）

1. 前回までの議論の整理
2. 言語処理による情報検索の実演
3. 事故情報の分析について（第4回から引き続き）
4. その他

第6回 平成23年2月1日（火）

1. 前回までの議論の整理
2. R-Map 分析手法を用いた製品事故のリスクアセスメントについて
3. 事故情報の分析について（第5回から引き続き）
4. その他

第7回 平成23年4月12日（火）

1. 前回までの議論の整理
2. 事故情報の公表について（現状と課題）
3. その他

第8回 平成23年5月17日(火)

1. 前回までの議論の整理
2. 事故情報の公表について(第7回からの引き続き)
3. その他

第9回 平成23年6月28日(火)

1. 前回までの議論の整理
2. 消費者安全専門調査会のとりまとめ報告書(素案)について
3. その他

第10回 平成23年7月12日(火)

1. 消費者安全専門調査会報告書(案)について
2. その他

平成 22 年 3 月 15 日

製品事故情報の公表等に関する調査会の設置について

消費者委員会

消費者安全専門調査会座長 宇賀 克也

消費者委員会消費者安全専門調査会設置・運営規程第 3 条第 1 号に掲げる事項について、専門調査会の調査審議を行うため、同規程第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1. 設置する調査会の名称

製品事故情報の公表等に関する調査会

2. 設置の理由

消費者安全専門調査会が消費者委員会消費者安全専門調査会設置・運営規程第 3 条第 1 号に掲げる事項について調査審議する場合において、個別具体的な製品事故情報の公表等についての評価・点検を行うため。

3. 調査会の所掌

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において製品起因か否かが特定できない事故及び製品起因による事故ではないと考えられる案件について、消費者庁長官からの依頼を受け製品起因による事故か否か及びその公表のあり方を調査審議すること。

平成 22 年 3 月 15 日

製品事故情報の公表等に関する調査会の公開について

消費者委員会消費者安全専門調査会
製品事故情報の公表等に関する調査会座長 西村 隆男

1 調査会の活動状況の公開について

調査会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 議事の取り扱いについて

本調査会は、個別の企業機密や個人情報に関わる事項を取り扱うため、会議及び議事録は、原則として、非公開とする。ただし、議事要旨については、調査会開催後速やかに、これを公開する。

**消費者委員会 消費者安全専門調査会 製品事故情報の公表等に関する調査会
委員名簿**

(座長)	松 岡 猛	宇都宮大学大学院工学研究科機械知能工学専攻教授
	小 坂 潤 子	消費生活専門相談員
	齋 藤 憲 道	同志社大学法学部教授
	清 水 き よ み	社団法人消費者関連専門家会議事務局長代理兼大阪事務所長
	中 島 貴 子	国際基督教大学非常勤講師
	横 矢 真 理	特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所所長

以上6名

- ※ 消費者委員会の佐野真理子委員、中村雅人委員が、本調査会のオブザーバーとして出席した。
- ※ 松岡猛委員は、平成23年3月4日に本調査会の構成員及び座長に指名された。
- ※ なお、西村隆男氏は下記の期間中、本調査会の委員として在任していた。また、在任中、座長を務めていた。
西村 隆男 横浜国立大学教育人間科学部教授（当時）（平成22年3月1日～平成23年2月28日在任）

消費者委員会 地方消費者行政専門調査会 設置・運営規程

平成21年12月21日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の地方消費者行政専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に地方消費者行政専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、「地方消費者行政の充実強化に向けて」(平成21年12月14日消費者委員会決定)に掲げる論点その他の地方公共団体における消費者行政の推進に関する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名

- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出るにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月21日から施行する。

消費者委員会 地方消費者行政専門調査会 委員名簿

(座長)	稲 継 裕 昭	早稲田大学政治経済学術院教授
(座長代理)	沼 尾 波 子	日本大学経済学部教授
	奥 山 恵 美 子	仙台市長
	国 府 泰 道	弁護士
	斎 藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	菅 美 千 世	社団法人 全国消費生活相談員協会理事長
	田 中 三 恵 子	特定非営利活動法人熊本消費者協会会長
	野 口 貴 公 美	中央大学法学部教授
	馬 場 新 一	江崎グリコ株式会社お客様相談室室長
	矢 野 洋 子	東京消費者団体連絡センター事務局長
	山 下 純 司	学習院大学法学部教授

以上 13名

※ 消費者委員会の池田弘一委員、佐野真理子委員、下谷内富士子委員、日和佐信子委員、山口広委員が、本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。また、池本誠司弁護士が、オブザーバとして出席した。

※ なお、以下の各氏が、下記の期間中、本専門調査会の委員として在任していた。また、片山氏は在任中、座長を務めていた。

片山 善博 慶応義塾大学法学部教授(当時)(平成22年4月15日～同年9月17日在任)

圓山 茂夫 明治学院大学法学部准教授(平成22年4月15日～平成23年2月23日在任)

地方消費者行政専門調査会議事一覧

第1回 平成22年4月28日（水）

1. 地方消費者行政専門調査会の進め方について
2. 地方消費者行政に関わる制度的枠組み（消費者基本法・消費者安全法、予算措置等）について

第2回 平成22年5月20日（木）

1. 地方消費者行政の現状と課題について

第3回 平成22年6月15日（火）

1. 相談ネットワークのあり方について
2. 今後のスケジュールについて

第4回 平成22年7月28日（水）

1. 地方自治体の事務区分と消費者行政（斎藤委員）
2. 相談員の実態と処遇のあり方について

第5回 平成22年8月30日（月）

1. 地方公務員制度における相談員の処遇改善について（稲継座長代理）
2. 情報の収集・分析及び情報提供のあり方について

第6回 平成22年9月14日（火）

1. 地方消費者行政における商品テストの位置づけ、支援のあり方

第7回 平成22年10月22日（金）

1. 地方消費者行政における経費負担について（沼尾委員）
2. 地方消費者行政専門調査会のこれまでの議論の中間整理について
3. 地方消費者行政推進本部 制度ワーキンググループ報告

第8回 平成22年11月30日（火）

1. 地方自治体による法執行のあり方について

第9回 平成22年12月16日（木）

1. 地方消費者行政の基盤・環境の整備について
2. 地方消費者行政の実態と対応策について

第10回 平成23年1月25日（火）

1. 報告書（案）の骨子について

第11回 平成23年2月10日（木）

1. 報告書の素案について

第12回 平成23年2月24日（木）

1. 報告書の改訂案について

第13回 平成23年4月7日（木）

1. 報告書の取りまとめについて

消費者委員会 公益通報者保護専門調査会 設置・運営規程

平成21年12月14日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会（以下、「委員会」という。）の公益通報者保護専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に公益通報者保護専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過

五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。

3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。

4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月14日から施行する。

消費者委員会 公益通報者保護専門調査会 委員名簿

(座長)	島田陽一	早稲田大学法学学術院教授
(座長代理)	橋本陽子	学習院大学法学部教授
	大杉謙一	中央大学大学院法務研究科教授
	大村敦志	東京大学法学部教授
	田井久恵	帝人グループ理事 帝人株式会社CSR企画室長
	土田伸也	中央大学大学院法務研究科准教授
	仲田賢	日本労働組合総連合会雇用法制対策局部長
	野澤和弘	株式会社毎日新聞社論説委員
	松村真理子	弁護士
	三木信夫	大阪市情報公開室監察部公正職務担当課長
	三木由希子	特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事
	山本雄大	弁護士
	吉村善也	深谷市役所行政監察室 副参事兼室長
	渡邊佳英	大崎電気工業株式会社取締役会長

以上 14名

※消費者委員会の中村雅人委員、日和佐信子委員が、本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。

公益通報者保護専門調査会議事一覧

第1回 平成22年6月9日（水）

1. 公益通報者保護専門調査会の進め方について
2. 公益通報者保護制度の現状について

第2回 平成22年7月22日（木）

1. 公益通報者保護制度の現状について
2. 公益通報者保護制度の運用状況について（委員ヒアリング）
 - ・雪印メグミルクの取り組みについて（日和佐消費者委員会委員）
 - ・帝人の取り組みについて（田井委員）
 - ・大崎電気工業の取り組みについて（渡邊委員）

第3回 平成22年8月5日（木）

1. 公益通報者保護制度の運用状況について（第2回委員ヒアリング）
 - ・公益通報者保護法について～労働者、労働組合の視点から～（仲田委員）
 - ・大阪弁護士会公益通報サポートセンター活動報告（山本委員）
 - ・東京3弁護士会による公益通報者保護に関する取り組みについて（松村委員）
 - ・大阪市の公益通報制度の運用状況について（三木信夫委員）
 - ・深谷市における公益通報制度の取り組みとその運用状況（吉村委員）

第4回 平成22年9月13日（月）

1. 公益通報者保護制度の運用状況について
 - ・労働組合における公益通報への対応事例について（仲田委員ご報告）
 - ・労基法等関連の公益通報について（厚生労働省ヒアリング）
 - ・行政機関の外部通報窓口の対応について（厚生労働省、農林水産省ヒアリング）
2. 諸外国の公益通報者保護制度に関する動向調査の結果について
3. 公益通報者保護制度の在り方・見直しの視点について

第5回 平成22年10月27日（水）

1. 前回専門調査会報告事項に係る補足的報告について
2. 公益通報者保護法の具体的課題について

第6回 平成22年11月24日(水)

1. 公益通報者保護制度の具体的課題について

第7回 平成22年12月16日(木)

1. 報告(案)の骨子について

第8回 平成23年1月25日(火)

1. 報告書とりまとめについて

消費者委員会 個人情報保護専門調査会 設置・運営規程

平成21年12月8日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の個人情報保護専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に個人情報保護専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、以下に掲げる委員会の事務に関連する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について調査審議すること。
- (2) 内閣総理大臣が作成する個人情報の保護に関する基本方針の案について、調査審議すること。

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月8日から施行する。

消費者委員会 個人情報保護専門調査会 委員名簿

(座長)	長谷部 恭男	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長代理)	藤原 静雄	中央大学法科大学院教授
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	臼井 敏男	元朝日新聞論説委員
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
	柿原理一郎	フジテレビ報道局役員待遇解説委員主幹
	角 紀代恵	立教大学法学部長兼法学研究科長
	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部准教授
	杉浦 英樹	弁護士
	須藤 修	東京大学大学院情報学環教授
	飛山 利夫	千葉県総務部政策法務課長
	長田 三紀	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	別所 直哉	ヤフー株式会社最高コンプライアンス責任者(CCO) 兼 法務本部長
	三木 由希子	特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長
	三宅 弘	弁護士・獨協大学法科大学院特任教授
	山口 厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉川 萬里子	社団法人全国消費生活相談員協会専務理事

以上 18名

※ 消費者委員会の川戸恵子委員、下谷内富士子委員が、本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。

※ 飛山利夫委員は平成23年4月13日付で任命。

※ なお、和田正夫氏が、下記の期間中、専門調査会の委員として在任していた。

和田 正夫 千葉県総務部政策法務課長(平成22年7月16日～平成23年4月1日在任)

個人情報保護専門調査会議事一覧

第1回 平成22年8月5日（木）

1. 個人情報保護専門調査会の進め方について
2. 個人情報保護法制の現状等について

第2回 平成22年9月29日（水）

1. 関係省庁からのヒアリング（消費者庁、経済産業省、総務省）

第3回 平成22年11月16日（火）

1. 個人情報保護の状況に関するヒアリング（国民生活センター、全国消費生活相談員協会、藤原座長代理、新保委員）

第4回 平成23年1月11日（火）

1. 個人情報保護の状況に関するヒアリング（日本労働組合総連合会、ヤフー株式会社）

第5回 平成23年4月13日（水）

1. 個人情報保護の状況に関するヒアリング（経済産業省、内閣官房情報セキュリティセンター、産業技術総合研究所・高木主任研究員、全国消費者団体連絡会）

第6回 平成23年5月20日（金）

1. 個人情報保護の状況に関するヒアリング（厚生労働省、日本弁護士連合会）

第7回 平成23年6月15日（水）

1. 個人情報保護の状況に関するヒアリング（経済産業省、金融庁、日本新聞協会、日本民間放送連盟、総務省）

第8回 平成23年6月22日（水）

1. 関係省庁からのヒアリング（内閣官房社会保障改革担当室）
2. 個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題（案）について

第9回 平成23年7月26日（火）

1. 個人情報保護専門調査会とりまとめ
「個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題（案）」について

消費者委員会 集团的消費者被害救済制度専門調査会 設置・運営規程

平成22年8月6日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の集团的消費者被害救済制度専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に集团的消費者被害救済制度専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、以下に掲げる事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 集团的な消費者被害の救済に関する制度の在り方
- (2) そのほか(1)に関連する重要事項

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名

- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出るにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成22年8月6日から施行する。

消費者委員会 集团的消費者被害救済制度専門調査会 委員名簿

(座長)	伊 藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
(座長代理)	三 木 浩 一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	磯 辺 浩 一	特定非営利活動法人消費者機構日本専務理事
	大 河 内 美 保	主婦連合会参与
	大 高 友 一	弁護士
	沖 野 眞 巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	窪 田 充 見	神戸大学大学院法学研究科教授
	黒 沼 悦 郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	後 藤 準	全国商工会連合会 常務理事
	中 村 美 華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部 グループ法務シニアオフィサー
	三 木 澄 子	消費生活専門相談員
	山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科教授

以上 12名

※ 消費者委員会の池田弘一委員、下谷内富士子委員、山口広委員が、本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。また、関係機関より法務省民事局、消費者庁、最高裁判所事務総局民事局、国民生活センターが出席した。

※ 後藤準委員は平成23年4月13日付で任命。

※ なお、桑原元氏が、下記の期間中、本専門調査会の委員として在任していた。

桑原 元 全国商工会連合会常務理事(当時)(平成22年10月22日～平成23年4月13日在任)

集团的消費者被害救済制度専門調査会議事一覧

第1回 平成22年10月28日（木）

1. 集团的消費者被害救済制度専門調査会の進め方について
2. これまでの集团的消費者被害救済制度の検討等について

第2回 平成22年11月15日（月）

1. 集团的消費者被害の実態について
2. 集团的消費者被害救済制度研究会において示された手続モデル案について①

第3回 平成22年12月2日（木）

1. 集团的消費者被害救済制度研究会において示された手続モデル案について②

第4回 平成22年12月16日（木）

1. 訴訟手続に係る論点について①
(一段階目の判決において確認を求める事項、手続追行主体、一段階目の判決の効力)

第5回 平成23年1月6日（木）

1. 訴訟手続に係る論点について②
(対象事案ないし手続追行要件、共通争点とすべき事項等)

第6回 平成23年1月27日（木）

1. 訴訟手続に係る論点について③
(通知・公告の在り方等)

第7回 平成23年2月17日（木）

1. 訴訟手続に係る論点について④
(個別争点を効率的に処理するための方策等)

第8回 平成23年3月3日（木）

1. 訴訟手続に係る論点について⑤
(和解の規律その他の訴訟手続に関する論点等)

第9回 平成23年3月31日(木)

1. 訴訟手続に係る論点について⑥

第10回 平成23年5月27日(金)

1. 論点整理①(手続モデル、手続追行主体、手続追行要件ないし対象事案)

第11回 平成23年6月16日(木)

1. 論点整理②(一段階目の手続関係)

第12回 平成23年7月7日(木)

1. 論点整理③(二段階目の手続関係)

第13回 平成23年7月22日(金)

1. 論点整理④(その他の論点)

第14回 平成23年8月4日(木)

1. 取りまとめ①

第15回 平成23年8月19日(金)

1. 取りまとめ②
2. その他

消費者委員会 特定保健用食品の表示許可制度専門調査会 設置・運営規程

平成23年1月14日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の特定保健用食品の表示許可制度専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に特定保健用食品の表示許可制度専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、以下に掲げる事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 特定保健用食品の表示許可に関する制度の在り方
- (2) そのほか(1)に関連する重要事項

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名

- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出るにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成23年1月14日から施行する。

消費者委員会 特定保健用食品の表示許可制度専門調査会 委員名簿

(座長)	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授
	梅 垣 敬 三	独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター長
	宗 林 さ お り	独立行政法人国民生活センター商品テスト部部長
	寺 本 民 生	帝京大学医学部学部長

以上4名

※ 消費者委員会の佐野真理子委員、田島眞委員が本専門調査会の担当委員として、調査・審議に参画した。

特定保健用食品の表示許可制度専門調査会議事一覧

第1回 平成23年2月28日（月）

1. 特定保健用食品の表示許可制度専門調査会の進め方について
2. 「健康食品の表示に関する検討会」論点整理について
3. 医薬品における再審査等の制度について（厚生労働省ヒアリング）

第2回 平成23年3月30日（水）

1. 特保制度における新たな制度設計について（神戸大学大学院法学研究科 中川教授ヒアリング）

第3回 平成23年5月24日（火）

1. 論点整理において「消費者庁において早急に対応すべき方策」とされた論点への対応について
2. 報告書骨子案について

第4回 平成23年6月24日（金）

1. 報告書のとりまとめについて